

第5章 空家等対策に関する体制等の整備

1. 実施体制の整備

(1) 日高市空家等対策協議会（空家法第8条第1項）

空家法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、日高市空家等対策協議会条例を施行し、令和2年7月に日高市空家等対策協議会を組織しました。

日高市空家等対策協議会は、市長のほか、地域住民、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等で構成しています。

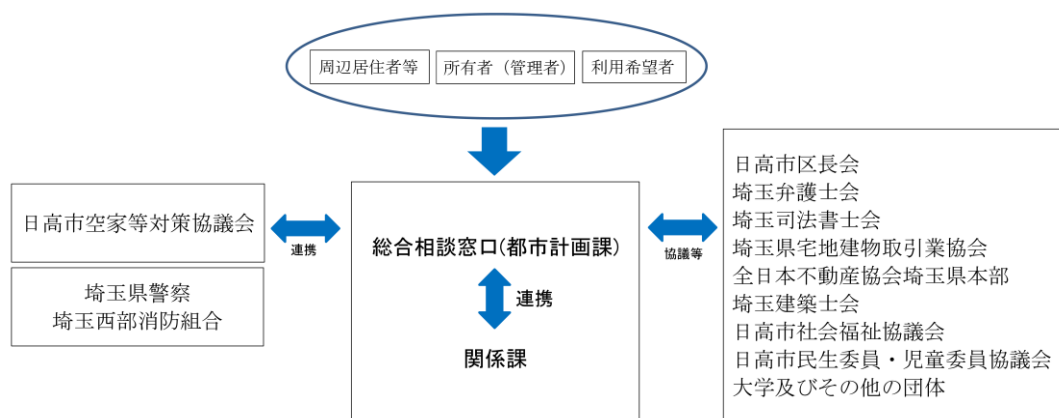
■日高市空家等対策協議会の所掌事務（日高市空家等対策協議会条例第2条）

- ① 日高市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- ② その他空家等に関する対策について必要な事項に関すること。

(2) 庁内実施体制（空家法第7条第2項第8号）

令和元年12月に日高市空き家等の適正管理に関する条例を全部改正し、日高市空家等対策の推進に関する条例を施行し、空家法に定める規定に加え、空家等の対策に関し必要な事項として、緊急時に必要最低限の措置を行うことが可能となるよう緊急安全措置の規定を条例化しました。

また、本市都市計画課内に総合相談窓口を設置し、庁内関係課及び関係機関と連携・協議して、組織的な対応を行います。



■ 庁内関係課の主な役割

主な役割	担当課
・空家等対策に関する総合窓口、総合的な調整に関すること。 ・建築基準法等に基づく危険な建築物等の是正に関すること。	都市計画課
・生活環境、空き地の保全に関すること。	環境課
・防災、防犯に関すること。	危機管理課
・税情報の提供や課税、徴収に関すること	税務課、収税課
・空家等の活用検討に関すること。	政策秘書課、総務課、産業振興課、生活福祉課、障がい福祉課、子育て応援課、長寿いきがい課、生涯学習課
・その他空家等対策に関し必要な連絡調整	関係課

2. 計画の検証と見直し

空家等対策計画の推進に当たっては、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、各対策の評価・検証を実施することで、計画期間中でも必要に応じて見直しを検討します。

■ PDCAサイクル

